

地域連携DMO専門人材配置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 複数の市町村にまたがるエリアで連携し、広域的に一体となった観光プロモーションやマーケティング、ブランディングなど、地域を巻き込んだ戦略的な観光地経営の取組を支援することにより、観光誘客や広域周遊を促進し、もって地域経済の発展を図るため、観光地域づくりの推進主体となる地域連携DMO設立に向けて専門人材配置に取り組む主体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

なお、助成にあたっては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「地域連携DMO」とは、観光庁の観光地域づくり法人（登録DMO）登録制度に基づき、県内複数の市町村に跨がる区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 島根県内の広域観光団体その他知事が認めた団体及び法人

(2) 関係市町村と連携して観光地域づくりを担い、地域連携DMO登録をめざすもの

(3) 補助対象事業者は以下の要件を全て満たしているもの

ア 定款、これに類する規約等を有すること。

イ 共同事業体活動の本拠としての事務所を有すること。

ウ 共同事業体の意志を決定し、執行する組織が確立され、責任体制が明確であること。

エ 代表者が経理し、それを監査する等の会計体制を有すること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域連携DMO認定の一要件である、各種データ収集・分析やマーケティングの実施などを行う専門人材（CMO：チーフマーケティングオフィサー等。以下、「専門人材」という。）の配置事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 専門人材の人件費（給与、各種手当、共済費等）
- (2) 専門人材の募集に係る経費
- (3) その他知事が必要と認める経費

（補助額）

第6条 補助金の補助率及び上限額は、下表のとおりとする。

区分	1年目	2年目	3年目
補助率	全額	2 / 3	1 / 2
補助上限額	5,649 千円 / 年	3,766 千円 / 年	2,824 千円 / 年

（補助の期間）

第7条 補助対象となる事業期間は、補助金交付決定日から3年間を上限とする。ただし、補助金の交付は毎年度の申請を必要とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとするもの（以下、「補助事業者」という。）は、別に定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（申請内容の審査）

第9条 知事は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査の上、補助金支給の適否及び補助金の額を決定する。

（補助金の交付決定）

第10条 知事は、補助対象事業について、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者へ通知する。

（補助金の変更交付申請）

第11条 補助対象事業の内容を変更する場合や中止する場合は、補助金変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づき変更交付申請書が提出された場合は、第6条、第7条及び第10条の規定を準用して決定を行うものとし、変更を承認する場合は、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（遂行状況の報告）

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときには、その日から30日を経過した日、又は事業の属する年度の末日のいずれか早い日までに補助金実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、適正であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第15条 知事は、必要があると認められる場合は、補助金の一部について、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようするときは、補助金(概算払)請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほかは、必要の都度、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年3月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の規定により、現に補助金の交付決定を受けている者の第6条に定める補助額については、なお従前の例による。